

平成28年（行ウ）195号、同205号、同212号

原告 山崎彰 ほか114名

被告 国（行政処分庁 厚生労働大臣）

準備書面（8）

2018年2月6日

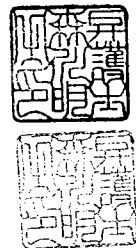
大阪地方裁判所第7民事部合議1口係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 川

弁護士 井 関 佳

明
法



代

はじめに

原告らは、原告ら準備書面（4）において、以下のとおり主張した。

【権利性と違憲審査基準】

原告らの既裁定年金の受給権は憲法29条で保障される財産権であること、「一旦定められた法律に基づく財産権」の合憲性については、①財産の性質、②内容を変更する程度、③保護される公益の性質を考慮して判断するとの判例（最高裁昭和53年7月12日判決）があること。

【①財産の性質】

ア 社会保険方式であることから強い権利性が認められ、年金受給権が高齢者のほぼ唯一の収入源として生活に直結した財産権であることから、年金額の実質的維持こそ年金制度の根幹であること。

イ 従って、合憲性は厳格に審査すべきこと。

【②内容を変更する程度】

ア 本件減額処分は、物価変動を超えて合計2.5%年金額を減額するもので年金の実質的価値を侵害すること、平成16年以降、それまでの物価スライドが物価賃金スライド（年金額が物価変動を下回るシステム）に改悪されており、この点でも年金が実質的に侵害されていること。

イ 法律で一旦定められた財産権が事後法で変更される場合の合憲性は、法的安定性への影響を十分考慮すべきこと（最高裁平成23年9月22日判決）、平成16年改正法が「特例水準」の解消を物価上昇局面で行なうことを終局的に定め（附則7条）、10年以上が経過しており、これへの国民の信頼は強く保護すべきこと。

【③保護される公益】

ア 平成12乃至14年特例法は名目額をそのまま、平成15、16年特例法は当該年分の物価変動だけスライドさせるという形で、高齢者の生活の安定を図ったこと、平成16年改正法は、マクロ経済スライドや物価賃金スライドを導入しながら、他方では「特例水準」の解消を物価上昇局面でのみ実施することを終局的に決めるなど、高齢者の生活の安定という年金制度の目的に配慮を見せたこと、従って「特例水準」解消が当然に予定されていたとは到底言えないこと。

イ 本件減額処分は世代間不公平（感）の解消のために実施したと言われるが、具体的内容が曖昧であること。

- (1) 給付負担率（給付年金総額/支払保険料総額）は若い世代ほど小さくなってきているが、私的扶養の代替機能や高齢者の生活の安定を実現する等年金制度の果たしている役割を考えれば、それをもって世代間不公平と言えないこと、所得代替率（標準的年金受給世帯の年金額/現役男子手取り賃金額）の上昇傾向も、賃金低下に起因しており、世代間不公平の理由となり得ないこと。
- (2) 積立金を活用すべきで、その減少は本件減額処分の理由とならないこと。
- (3) マクロ経済スライドは、年金額の実質的価値の維持を全面的に否定し、年金

制度の根幹を破壊するものであるから、その実施は本件減額処分¹の理由とならないこと。

第1 尾形意見書 一原告ら主張が正鵠を得ていること一

原告らは、憲法学者尾形健同志社大学法学部・法学研究科教授の憲法学の見地からの意見書（甲全47）を提出し、まず、尾形意見書の要旨を紹介する。

尾形意見書はまず、平成24年改正法の立法府の判断過程において、高齢者の基礎的生活保障が十分考慮されたかどうか疑問があると指摘してる（9頁）。

即ち、当時の社会保障審議会年金部会や国会審議において、以下の意見や質疑が出された。例えば、高齢者の基礎的生活保障という価値を踏まえるなら、特例措置の解消という直截的かつ劇的な施策ではなく、景気対策等の措置をより積極的に講じるというより制限的でない代替的手段があったのではないかとか、介護保険料や国民健康保険料等の社会保険料や住民税、そして医療保険の自己負担額等が増え、高齢者の可処分所得が減少しているのに特例水準の解消を行ったことは、低所得年金受給社の生活への影響が極めて大きかったのではないか等の意見や疑問である。これらの経緯を踏まえ、尾形意見書は「①公的年金制度の基本原則を抽象的に前提とし、②高齢者の基礎的生活保障という憲法的価値を考慮に入れていない疑いが残るように思われる。」と指摘している（9～10頁）。

尾形意見書は、本件減額処分¹の根本的欠陥として、年金制度の目的である高齢者の生活の安定が考慮されず、無関心なまま法改正が行なわれたことを指摘しているのである。

そして尾形意見書は、昭和53年最高裁判決の枠組に立ちながら、既裁定年金の財産権としての特質等を考慮した違憲審査基準をとるべきとして、具体的には以下のように述べている（12～13頁、下線は原告ら代理人による）。

「以下の点に留意する必要がある。第一に、財産権制約立法は、一般に社会経済規制にかかるものということができるが、最高裁は、規制の趣旨に応じてカテゴリーカルに審査基準の寛厳を区別する姿勢を、すでに放棄している。職業の自由規制立法をめぐり、規制目的が消極的・警察的規制である場合には比較的厳格な審査が、社会経済政策を促進する積極目的規制の場合にはゆるやかな審査が妥当すると解され、財産権規制立法についても同様に解された時期があったが、最高裁自身、規制の目的に応じた類型化を拒否し、「規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである」、との基本姿勢のみ示し、規制が「消極」・「積極」であるかについて言及しない姿勢を明示している。つまり、司法審査のあり方は、問題となる法制の内容や規制される権利の性質等に応じて、立法裁量の広狭を勘案しつつ、個別具体的に検討する傾向にあるといえる、ということである。第二に、本件で問題となる権利である公的年金受給権の性格を踏まえる必要がある。公的年金受給権が憲法29条の財産権保障の対象となるとして、公的年金給付は、よく指摘されるように、「保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格」、つまり、「拠出された保険料とのけん連関係」を有しており、この点で、法制度上具体化される権利ではあるものの、古典的に観念される財産的価値を有する法的利益に近い性質を有している。もともと、社会保険にあっては、拠出と給付の関連性が必ずしも貫徹されていない部分があることは否定しがたいが、財産権保障との関係では、様々な政府給付に比較して、財産的性格が強いものと考えてよいであろう。そして第三に、本件で問題となるのは、長きにわたり、国民の基礎的生活保障に関わる給付に関連する点である。第二の点とも関連するが、公的年金給付は、将来被保険者が老齢基礎年金等の給付について安定的かつ継続的に受給をするものと期待し信頼して保険料を納付することが通常であろうから、そうした信頼は国民の社会生活の基盤をなすものであり、財産権制約の場面でも十分

配慮すべき法的利益といえるであろう。財産権の事後的変更の問題は、広くは民事遡及法の問題と関わり、そこでは、法的保護に値する利益について、生活事実の変更の程度を含めてもよいとされている。以上からすると、事後的に法律によって生活関係が変更されることによる影響も、ここでは十分考慮する必要がある。生活保護法上の老齢加算廃止に関わる文脈であるが、公的年金給付の水準を変更することは、「高齢者の生活に看過しがたい影響を及ぼすことになり得るとともに、高齢者の人間性を損なうことにもなりかね」ない点には、十分配慮すべきであろう。」

尾形意見書では、上記を踏まえ、特例措置の解消が財産権の侵害にあたる点について、以下のように述べられている。

「以上を踏まえ、平成24年改正法を財産権保障の見地から検討しよう。ここでも、昭和53年最高裁大法廷判決（農地売払特措法事件）で示された枠組みを前提に考える。

第一に、(a) 当該財産権の性質であるが、先述のように、公的年金受給権は、保険料と給付との間に「けん連関係」が認められる点で、古典的な財産間に近い性質を有するといえる。そして、国民の基礎的生活保障に深い関わりを有する点でも、その権利性は尊重されなければならない。次に、(b) その内容を変更する程度であるが、平成24年改正法によれば、特例水準の解消として2.5%の引下げがなされた。金額としてみれば平成25（2013）年10月で老齢基礎年金が666円減、老齢厚生年金が2,346円減、平成26（2016）年4月でそれぞれ675円減、2,375円減、平成27（2015）年4月でそれぞれ334円減、1,176円減とされる。しかし、平成元（1989）年から改正が議論された時期に近い平成21（2009）年までの間の賃金・物価の状況についてみると、消費者物価上昇率が最高で2.3%（平成元年）、最低で-1.

4%（平成21年）とされ、名目賃金上昇率では最高4.0%（平成3年）、最低で-1.7%（平成14年）とされている。物価上昇率の下げ幅よりも大きな幅で最終的に給付水準が引き下げられることは、どのように評価すべきだろうか。そして、(c) 変更することによって保護される公益の性質であるが、基本的には世代間公正を図り将来世代への負担過剰を回避する点にあるものと思われるが、すでにみたように（Ⅱ-2-（3））、各種負担増により公的年金受給者の可処分所得が減少し、憲法が尊重する国民の基礎的生活保障に大きな影響を与えることと対比すると、慎重な評価が必要であるように思われる。」

以上のとおり、原告らの準備書面（4）の主張が、憲法論的に正鵠を得たものであることが明らかとなった。

以下、被告第3準備書面における被告の反論について、誤りを指摘して、再反論する。

第2 財産権制約の問題がそもそも生じないという被告主張の誤り

被告は、年金受給権は、年金額が社会情勢等の変動により改定されることが内在的に予定された権利であるから、財産権の制約や制限の問題がそもそも生じない（13～14頁）などと主張する。

しかし、財産権として保障される既裁定の年金受給権は、「公的年金は、将来の経済社会がどのように変わろうともやがて訪れる長い老後の収入確保を約束できる唯一のもの」であり（厚労省年金局「公的年金制度に関する考え方（第2版）」、甲全22・2頁）、高齢世帯の生計が継続的に維持され、高齢者が尊厳ある暮らしを送るためには、高齢者のほぼ唯一の所得である年金は、物価スライドにより実質的価値が維持された年金でなければならない。したがって、物価スライド以外の要因で既裁定の年金額を下げることは、実質的価値を維持することを内容と

する財産権としての年金受給権を侵害することとなり、財産権侵害の問題が生じる。被告の上記主張は、失当である。

第3 権利の性質

1 高度に専門技術的であることを理由とする広い立法裁量論の誤り

被告は、年金制度の保険料方式や賦課方式等あるいは人口構成の変化等を縷々述べて、保険料（率）や年金額の決定には高度に専門技術的な考察と政策判断が必要であり、立法府に広い裁量が委ねられていると主張する（14～27ページ）。しかし、年金制度は、高齢者の生活の安定を図ることを目的とする社会保障制度である。そして、年金を唯一の収入源とする高齢者の生活を安定させるためには、年金額の実質的の維持が必須であるから、原告らの財産権としての年金受給権の根幹は年金額が実質的に維持されることにある。

被告主張には、公的年金制度の立法目的から考察する視点が抜け落ちており、立法府の広い裁量論もこの誤りに起因する。年金制度の目的は、高齢者の生活の安定を図ることにあり、尾形意見書は国民の基礎的生活保障にかかわる給付に関連すると述べる。国民年金法は、年金制度が憲法25条2項に規定する理念に基づいて設けられていることを宣言しており、年金受給権は、憲法25条の生存権と強く結びついた権利である。被告の広い裁量論は、この点を看過する根本的誤りに陥っている。

2 年金法の規定も厳格審査を要求する

国年法2条は「この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」と規定され、厚生年金保険法2条の2は「この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置

が講ぜられなければならない」と規定されている。既裁定の年金受給権の具体的権利性を前提に、減額を正当化するだけの「著しい変動」が生じなければ減額は許されないと規定するものと考えられる。これら定めによれば、年金受給権の違憲審査基準は厳格でなければならず、立法府に広い裁量を認めるべきだとする被告主張は失当である。

3 年金受給権は生存権と強く結びついた権利である

これに対して、被告は「老齢厚生年金はもとより、老齢基礎年金がそれのみで憲法25条1項にいう『「健康で文化的な最低限度の生活」』を保障したものである」（42頁）と述べる。

年金制度の目的は高齢者の生活の安定を図ることであり、年金受給権は国民の基礎的生活保障に関わる給付に関連する。年金制度は憲法25条2項の理念に基づいて制定され、年金受給権は憲法25条の生存権と強く結びついた権利であることは、上記のとおりである。

ところが、被告の主張は、高齢者が直面する厳しい現実を軽視するものである。65歳以上の二人以上世帯の場合、2016年度統計で月額約25万円の消費支出となっている（総務庁家計統計）。到底、年金だけでは暮らせないが、公的年金を受けている高齢者世帯の6割は年金以外の所得がないため、ほとんどの高齢世帯は貯蓄をきり崩して暮らしている。厚生労働省によれば、2016年7月に生活保護を受給した世帯は163万4759世帯になり、高齢者世帯が全体の51.3%である。基礎年金のみの受給者数が975万人にのぼるため、基礎年金のみの高齢世帯の圧倒的多数が生活保護以下の年金額で暮らしているものと考えられる（原告ら第1準備書面）。

以上、被告はかかる高齢者の直面する厳しい現実を軽視し、年金受給権が生存権と強く結びついた権利であることを看過しており失当である。

4 年金受給権の財産権の根幹は実質的価値が維持されることである

被告は「本来水準よりも高水準の年金額に減額する内容の本件処分が、原告らの年金額の実質的価値を損なうものでないことは明らかである」（43頁）と主張する。

後記、第4の1で述べるとおり、ア、物価賃金スライドが導入されたことによって実質的価値が損なわれる事態となっていたこと、イ、前年度の年金額が物価変動を越えて減額されれば実質的価値の侵害となること、ウ、物価賃金スライドを越えて2.5%減額する本件減額処分は、年金受給権の実質的価値を著しく侵害しているのであって、上記被告主張は失当である。

5 社会保険方式から強い権利性が認められること

被告は、社会保険方式が採用されていることに関して、本件減額処分によって、国民年金及び厚生年金で年金給付額が保険料負担額を下回るような事態は生じていないから、少なくとも本件処分との関係では、社会保険方式が採用されているとしても強い権利性が認められるとは言えないと述べる。

しかし、尾形意見書が述べるとおり、公的年金給付は保険料とのけん連関係を有しており、社会保険であるから拠出と給付の関連性は必ずしも貫徹されていないが、様々な政府給付と比較して、財産的性格が強いと考えてよい（6頁）。

よって、被告の上記主張は失当である。

6 まとめ

以上、平成24年改正法の違憲審査にあたり、年金受給権が高齢者の生活の安定を図るための権利であり、国民の基礎的生活保障に関わる権利であるという年金受給権の財産権の性質を十分考慮して厳格な審査を行うべきである。

第4 財産権の内容を変更する程度（不利益の程度等）について（46頁～）

1 本件処分は実質的価値を侵害し不利益の程度は大きい

（1）被告の主張

被告は、本件処分は、特例水準を解消し、年金の実質的価値を体現する本来水準まで年金額を減額するにとどまり、実質的価値を侵害しない（47頁）、などと主張する。

（2）原告の反論

ア 物価賃金スライドによって実質的価値が損なわれている

しかし、平成16年改正法が導入した物価賃金スライドは、それまでの賃金スライドと異なり、物価上昇をそのまま年金額に反映させなくしたため、年金受給者の年金の実質的価値は維持されなくなった。

本件減額処分は、年金額を、実質的価値が維持された物価スライドによる本来水準をさらに下回る、物価賃金スライドのレベルの年金水準に減額したのである。本件減額処分は実質的価値が維持された本来水準にまでしか減額されていないと言う被告主張は、事実を偽るものである。

また原告は、賃金スライドがそのまま行なわれていれば、平成21年には「特例水準」が解消されていたところ、被告がルールを変更して物価賃金スライドを導入したため、「特例水準」が解消していなかったのに、そのことを理由に本件減額処分を行っており、身勝手な主張であると主張した。ところが被告は、この原告主張に何らの反論もできないでいる。

イ 前年度の年金額が物価変動を越えて減額されれば実質的価値の侵害となる
実質的価値の維持とは、物価スライドの指標以外の指標によっては年金額が減額されないことを言い、それによって生活の安定を維持することができるという権利である。年金受給者は、受け取る年金額に合わせた水準の生活を送っている。したがって、前年度から年金が減額されれば、そのこと自体が生活に対して大きな影響を与える。この点を看過する被告主張は失当である。

また、物価上昇の場合と違い、物価が下落したとき年金名目額を機械的に減額することの不利益性は大きい。なぜなら、物価指数が下落しても、年金受給者の生活に必要な品目の支出が下落するとは限らないからである。すなわち、既に述べたとおり、物価の増減の基準となる消費者物価指数には、食料品などの生活必需品だけでなく自動車、家電製品などの耐久消費財が含まれている一方で、保険料の支出等の社会保障費用は反映されていない。年金受給者の生活への影響を考える場合、絶対的な金額をも重視する必要がある。いったん収入の金額が決定されればその金額を前提に生活をする現実がある以上、これを下回る金額で生活をしていくことは困難である。

ウ 2. 5%減額による侵害の程度は大きい

平成25年10月に-1%、26年4月に-1%、27年4月に-0.5%、合計-2.5%にわたり年金額を引き下げるという平成24年度法改正は、年金受給者の生活に大変深刻な影響を及ぼすものである(6頁)。平成16年改正法から8年後、しかも平成17年4月に消費税増税が予定されていたにもかかわらず、合計2.5%の年金減額がなされることが年金受給者の生活に打撃を与えることを見過ごした主張である。また、法案の策定過程でもそのような生活実態に関する検討はまったくなされていない。

エ 以上、本件減額処分は、実質的価値を侵害し、不利益の程度は大きい。

2 信託の原則について

被告は「原告らが主張する信託の利益は、年金額が本来水準まで減ぜられることを前提に、その時期や方法に係る単なる期待をいうにすぎず、およそ財産権の一内容あるいは信託の利益として保護に値することはない」(50頁)と述べる。

しかし、平成16年改正法附則7条は、「年金額が本来水準まで減ぜられることを前提」としたのではなく、特例水準について「物価が上昇する状況の下で解消する」ことを定め、物価上昇局面までは特例措置を維持することが明らかに

した（「年金制度改革の概要」2004年2月、甲全47・5頁）。この平成16年改正法を信頼して生活設計することは十分に法的保護に値する。

また、平成12年から平成24年までの年金額は、それぞれに法律に基づいて一義的に定められたもので「特例」ではない。厚生労働省の「平成24年において、特例水準と本来水準との間に2.5%の金額の差がある。だからそれを解消せねばならない」との説明は、「特例水準」と「本来水準」があつて、2.5%の差が優遇されているかのように表現している点で誤っている。

平成24年改正法の前の平成16年改正法は、平成25年の老齢基礎年金満額を78万6500円と定めている。この年金額は法律によって規定された年金額である。優遇でも特例でもない正当な数字である。原告らの財産権は、この78万6500円について認められていたのである。

したがって、原告らの信頼とは、公的年金制度において保障される実質的価値の維持そのものへの信頼でもある。生活の安定という点から、法的安定性は守られるべきである。

この点、被告は、最高裁平成23年9月22日判決から本件の結論を導くことはできない（50～51頁）と述べるが、最高裁平成23年判決の判旨は、法律による遡及的な財産権の不利益変更について、権利者から見た「法的安定性」の確保を重視したものである。本件は生存権に関わる年金支給額の減額が問題とされた事案であるから、「法定安定性」の要請はより高いというべきである。尾形意見書においても（11頁）、公的年金給付が、終身にわたる国民の基礎的生活保障にかかわる給付に関連すること、将来被保険者が安定的かつ継続的に受給をするものと期待し信頼して保険料を納付することが通常であることから、そうした信頼は国民の社会生活の基盤をなすものであり、財産権制約の場面でも十分配慮すべき法的利益といえると述べられている。

第5 「保護される公益の性質」について（51頁～）

1 平成24年改正法（本件減額処分）の立法事実は存在しない

被告は「経済情勢の好転や高齢者の生活状況の改善が平成24年改正法の立法事実であるとの原告らの主張は前提において失当である」（51頁）、「平成24年改正法の立法事実は、同法制定時、一方では、年金受給者に対し、本来水準を超えた年金が支給されており、他方で、将来世代の給付水準が下げられかねないという、将来世代において、世代間の不公平感や将来の公的年金制度に対する不信感を生じさせ、その結果、公的年金制度を維持することが困難となりかねない状況にあるのであって、原告らの主張は前提を欠くものと言わざるを得ない」（52頁）と述べる。

しかし、年金法の立法目的は高齢者の生活の安定であるから、「経済情勢の好転や高齢者の生活状況の改善が見られないのに、平成16年改正法のルールを変更することは立法事実を欠く」というのが原告らの主張である。

平成12～14年に物価下落にもかかわらず年金支給額を据え置くという一連の特例法は、当時の社会経済情勢や高齢者の生活状態を配慮し高齢者の生活の安定を図るために制定されたものである。

平成15、16年特例法は、物価下落が続く下で、当該年の下落分の減額を行いつつながら、平成12～14年の下落分の減額を行わないで、高齢者の生活の安定を図ろうとしたものである。

平成16年改正法はこれらを考慮し、特例措置の解消にあたっては、高齢者の生活への打撃をできる限り抑制して高齢者の生活の安定を図るため、物価上昇の場面でのみ解消をすることにより、名目額を減らさない方向での措置を採用したのである。附則7条2項は、前年度に比較し物価が下がった場合でも、当該下落分をそのまま物価スライドさせるのではなく、改定率の計算においては、前年の物価指数と直近の減額改定がなされた年の前年の物価指数とを比較し、下がっ

た分のみを下落分として反映させているが、その立法趣旨は、高齢世帯が、名目額即ち前年度の年金額を前提に生活設計を立てるという現実があるため、年金の名目額の切り下げが生活に与える打撃を危惧し、直近の減額改定に遡り、できるだけ減額率の程度を抑制し高齢者の生活の安定を図り、老後生活への悪影響を排除することを配慮したものである。

かかる平成16年改正法の立法趣旨に鑑みれば、物価上昇の裏付けとなる経済情勢の好転や高齢者の生活状況の改善がなければ、特例措置の解消をすべきではないことは当然の帰結である。平成24年改正法の当時、物価は下落しており、平成16年改正の当時に想定されていた特例措置の解消を正当化できる立法事実はなかったのである。

2 特例水準によって9.3兆円が多く支給されたとの被告主張の誤りについて

(1) 被告は、特例水準の解消がなされないことで年金が9.3兆円多く支給され、その結果、積立金が少なくなり、将来の受給者の年金財源の減少に繋がると主張する(53頁)。

しかし、あたかも積立金の水準を維持、増額しなくてはならないという前提の被告主張は、積立金の趣旨からしても誤りである。すなわち、年金積立金については、平成16年改正法で、2100年度までには給付費の1年分まで取り崩すことが決まっている(有限均衡方式)。積立金を必要に応じ計画的に取り崩すことは、この方針とは矛盾しない。積立金を維持・増額しなければならないかのような被告主張こそ、平成16年改正の趣旨に反する。

そもそも、年金積立金の保有目的は、支払い準備と年金財政の安定化にある。厚労省の年金自主運用検討会が、平成9年9月の報告書において、年金積立金は、年金給付に充てるため徴収された保険料の集積であり、財政投融资の原資のために集められたものではないと述べている(甲全48・年金自主運用検討会報告書・3頁)。

そして、現在ある積立金の財源の大部分は、現在の受給者世代の保険料である。特例水準維持のために積立金を取り崩し、自らかけた保険料を受給することになんの問題もないはずである。2014年財政検証の積立金の見込みの表を見ると、2014年～2110年の表のなかで、積立金は、給付総額の3年～5年分の保有を多くしており、2104年になりようやく2年分の保有に落ちている。100年の財政均衡期間中、積立金を取り崩す基準がなく、100年目に1年分保有するように表が作成されているが、その途中の取崩がほとんどないというところが問題である。

以上のような積立金についての方針や保有目的、積立金の原資を考慮するならば、既裁定の年金減額をするにあたっては、むしろ積極的に積立金の取崩しによる活用を検討すべきである。利用可能な社会資源を活用することを検討せず、安易に年金額を引き下げることが、後退禁止原則違反になる。

(2) 被告は、特例水準の年金額が支給されることによる年金財政への影響について、平成12年度から特例水準解消までの15年間で累計9.3兆円も多く支出されたなどと、年金が払いすぎだったかのように主張している(53頁)。

しかし、平成12年から平成24年までの年金額は、それぞれに法律に基づいて支払われたものであり、「特例」でも、払いすぎでもない。

すなわち、平成12年から平成14年度の各年度の特例法は、物価が下落した下で、高齢者の生活の安定を図り高齢世帯の消費を下支えるという政策的判断により、当該年度の年金額について(国民年金法27条の定める)名目額として物価スライドで減額しないことを決めた(改正した)。

平成15年度特例法は、前年度の物価下落分だけを年金額に反映し、平成16年特例法も、前年からの物価下落分0.3%分の下落分だけを年金額に反映することを決めた(国民年金法27条の定める年金額を改正した)。

そして平成16年改正法の附則7条は、国民年金法27条に優先する規定であり、平成17年度以降の年金額を、以下のとおり定めた。

平成17年度は物価変動なく前年度の年金額を維持した。

平成18年度は、物価が0.3%下がったために老齢基礎年金の満額を79万2100円とした。

平成19年度は物価が0.3%上昇したが、名目額を維持した。

平成20年度、平成21年度、平成22年度は老齢基礎年額の満額を維持した。

平成23年度は、物価が0.7%下がったため、基礎年金額満額を78万8900円とした。

平成24年度も物価が0.3%下がったが、直近の減額改定された年度が平成23年度であったため、0.3%の物価下落分を改定率として計算し、満額を78万6500円とした。

このように平成12年から平成24年までの年金額は、特例法により改正され、あるいは国民年金法の本則に対する優先規定である平成16年改正法の附則7条が、各年度の年金額を一義的に定めたのであり、「特例」でないし、もちろん払いすぎでもない。

特例措置の解消は物価上昇時にのみ行う（名目額を引き下げない）という判断は、先に述べたとおり、高齢世帯が名目額即ち前年度の年金額を前提に生活設計を立てるといふ現実があるため、年金の名目額の切り下げや実質的価値の切り下げが生活に与える打撃を危惧し、直近の減額改定に遡り、できるだけ減額率の程度を抑制し老後の生活安定に及ぼす悪影響を排除するという立法趣旨から立法されたものである。何ら「払いすぎ」などではない。しかるに被告は、このような立法趣旨を無視して平成12年以降は「年金を払いすぎた」と事後的に主張しており、極めて不当である。「払いすぎ」があったかのような前提で積立金の「減少」金額を平成12年まで遡って算定する被告主張に、合理性は全く認められない。

3 マクロ経済スライドを発動させることは本件処分の理由とならない

(1) 被告の主張

被告は、本件処分の必要性を裏付ける事実の一つとして、持続的な公的年金制度を実現するために導入されたマクロ経済スライドが発動されない状態にあったこと、これによりマクロ経済スライドの調整期間が長期化し、その結果、調整発動時期の所得代替率の上昇、財政均衡時における所得代替率の低下が見込まれ、現役世代に不公平感や公的年金制度への不信感を生じさせたなどと主張する（54頁～）。

(2) 原告の反論

① マクロ経済スライドこそ不安感・不信感の源

しかし、現役世代の公的年金制度への不信感・不安感は、「特例水準」が解消されないことや、世代間の不公平感から生じているのではない。年金だけでは生活できない高齢者が多数となり、高齢者の貧困が深刻な社会問題として広がっているのに、肝心の公的年金はマクロ経済スライドにより継続的に実質的に引き下げられてしまうこと、現在も将来も高齢者が年金で生活できる保障が全くなく、特に国民年金は満額でも生活保護より低い水準であること等の厳しい生活状況から、生じているのである。

この点、被告は、ことさらに現役世代と年金世代とを対立的に描き出しているが、現役世代と年金世代は固定的な対立関係にはない。いずれ自らが高齢者となる現役世代は、父母や祖父母が長年にわたって真面目に年金保険料を支払ってきたにもかかわらず、年金を実質的に引き下げられ生活に多大な不利益を被っている姿、公的年金制度への信頼を裏切られる姿を見ている。現役世代は、公的年金の実質的な切り下げ、長年にわたる公的年金制度への信頼が裏切られたことを、いずれ自らの身にふりかかる自分自身の問題として捉えている。

そして、現役世代は、年金の実質的引き下げを自らの問題としてとらえている（準備書面（4）、甲全38）。すなわち、今後充実させる必要があると考

える社会保障の分野（複数回答）は、「老後の所得保障（年金）」が総数で64.5%と最多である。年代別にみても、40歳代以上ではいずれの年代においても65%以上と最も高く、30～39歳代でも57.2%、20歳から29歳代の若年世代ですら45.2%と、二人に一人は「老後の所得保障（年金）」の充実が必要であると考えている（13頁）。そして、今後の社会保障水準を「維持すべき」「ある程度引き上げるべき」「大幅に引き上げるべき」の合計は、いずれの年代でも実に約8割に達している（19頁）のである。

結局、国民の公的年金制度への不信感・不安感は、実質的価値の維持された年金受給権を保障することを放棄し、公的年金は国民の最低限の生活を保障するものではないと公言して公的年金制度を変質・後退させたことこそ、その原因がある。そして、このような公的年金制度の変質・後退は、年金財政の収入を固定化し、その範囲内でのみ年金を支給する、そのためにマクロ経済スライド制度を導入するという、平成16年改正法をその根源としているのである。被告の主張とは反対に、マクロ経済スライドを早期に発動させることが、国民の不信感・不安感を増強したことは明らかである。

このように、国民の不信感・不安感を解消することを目的とするのであれば、むしろ、マクロ経済スライドを早期に発動させる必要性は全くなかった。

② 平成21年度財政検証結果（基本ケース）について

ア 基礎年金の調整期間の長期化はマクロ経済スライドの早期発動の理由たり得ない

ところで、平成21年度の財政検証（基本ケース）では、平成16年の財政再計算に比べて、基礎年金の調整期間が10年間も長期化すること、国民年金・基礎年金部分が、厚生年金部分と比べて、平成16年の財政再計算当時より大幅に減額されることが予測される結果となった。マクロ経済スライドの影響が想定以上に極めて大きくなることが明らかとなった。

このような下で、マクロ経済スライド制度を早期に発動させるのは本末転

倒である。平成16年当時から、マクロ経済スライドを基礎年金に適用すると、ただでさえ低い基礎年金をさらに引き下げることとなり「基礎年金」の意味がなくなる等の批判があった。平成16年当時は、マクロ経済スライドによる減額は厚生年金部分も基礎年金部分も同じように減額されると試算されていたため、基礎年金部分にもマクロ経済スライドを適用する旨の法改正がなされた。しかし、想定外の事態、しかも基礎年金がより減額されるという極めて不合理な事態が明らかになった以上は、マクロ経済スライド制度そのものを、あるいは少なくともマクロ経済スライドを基礎年金に適用することを、見直さなければならなかった。

しかるに、被告は、この見直しを放置して、ただ単にマクロ経済スライドを早期に発動させることを優先した。思考停止に陥っているばかりか、基礎年金の重要性を無視するもので、およそ合理性は認められない。したがって、マクロ経済スライドを発動させることを目的とする本件処分の必要性も、全く認められない。

イ 平成21年度財政検証の見直し悪化は「特例水準」が原因ではない

また、平成21年度財政検証結果（基本ケース）が、平成16年の財政再計算結果と大きく異なるものとなったのは、平成16年財政再計算時に想定していた経済前提や国民年金保険料の納付率等がその後の実績値と大きく乖離したこと、つまり財政検証の想定値が、実際の実績と大きくズレたことにも原因がある。

ここで、平成16年財政再計算で想定されていた物価上昇率・賃金上昇率と各実績値を一覧にまとめたのが別紙1である。平成21年財政検証まで、ほぼ毎年、実績値は想定値を大きく下回っていたことが分かる。特に、平成19年乃至21年の3年間については、実績値と想定値の乖離が大きい。のみならず、物価上昇率は3年合計で±0%であるのに対し、賃金上昇率は3年間合計で-5.2%になっている。これは、「賃金上昇率は物価上昇率を

上回る」という、財政検証における一貫した経済前提とは全く異なる事態が生じていたことを意味している。

想定値にこのような乖離が生じれば、平成21年度の財政検証結果（基本ケース）が、平成16年の財政再計算結果と大きく異なるのも、いわば当然であった。

これらの事情を無視し、あたかも年金水準が高いから平成21年度財政検証の結果が悪化したかのように主張するのは不適切である。

③ マクロ経済スライド制度そのものに合理性がない

さらには、そもそも100年後に1年分の積立金が残るように年金支給額を実質的に引き下げるというマクロ経済スライド制度自体が、極めて不合理である。マクロ経済スライドを早期に発動させることには合理性を認めることはできず、したがって、マクロ経済スライドを発動させることを目的とする本件処分の合理性必要性も全く認められない。

財政均衡期間（公的年金の財政において、収入と支出のバランスをとる期間）は100年され、おおむね100年後に1年分の積立金が残っているようにすると設定されている。しかし、この財政均衡期間100年に何の合理性もない。国民年金法（国民皆年金制度）が制定されてから数えても100年も経過していないのに、なぜ、財政均衡期間を100年としなければならないのか、なぜ50年、20年ではないのか、合理的理由はない。また、100年間後を見通して財政検証を行うこと、特に物価上昇率・賃金上昇率等を100年にわたり想定することには相当な無理があり、財政検証は極めて不確実なもの、極めて非実的なものとならざるを得ない。上記のとおり、平成16年財政検証の足下の想定値ですら実績値との間に大きな乖離があった（別紙1）。平成21年度財政検証でも、長期の賃金上昇率は2.5%と想定されているが、これを前提に現役男子の名目賃金額（月額）を計算すると、別紙2のとおり、2110年の名目賃金は実に月413万3400円にもな

るのであるが、かかる数字を現実的なものとしてとらえることは困難である。

年金財政を考慮する場合、仮に短期的にみて年金財政上やむを得ないと判断される場合に年金水準の抑制や年金削減に合理性が認められることがあるかもしれない。しかし、100年という長期的な見通しは極めて不確かで曖昧なものとならざるを得ず、そのような想定を理由に年金受給権を侵害することは許されない。したがって長期にわたって実質的に年金水準を引き下げるマクロ経済スライドに合理性を認めることはできない。

4 保険料納付率の低下は本件処分の理由とならない

(1) 被告の主張

被告は、国民保険料の納付率が低下した原因について、「国民の年金に対する信頼の低下や納付意識の低下」があると指摘し、「保険料を納付し、年金制度の支え手となっている現役世代の公的年金制度に対する不信感、不安感を解消することは、持続可能な公的年金制度を構築する上で極めて重要である」として、マクロ経済スライドを早期に発動させる必要があったと主張する（56頁～）。

(2) 原告の反論

しかし、国民年金保険料の納付率の低下の原因は、低所得者の増加、非正規雇用者の増加によるもので、国民年金保険料の納付率低下と、年金の「特例水準の解消」がなされていないこととの間には、直接の関係は何もない。

このことは、被告が提出する調査（乙50、51）からも、明らかな事実である。すなわち、第1回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会「関連参考資料」（乙41）で報告されている「納付率に影響を与える背景等について」によれば、納付率に影響を与える背景・構造的な課題は①被保険者の就業状況、②被保険者の属する世帯および本人の所得水準、③年金制度及び行政組織への不信感・不安感とされている（乙50・9頁）。

< 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答） >

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を納める義務が満了している	年金制度の将来が不安・見通しがない	厚生労働省・日本年金機構が適用できない（社会保険庁が適用できない）	すっかり忘れていた、戻すまでとめておこうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	-	4.7%	8.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不能の理由に対する割合である。なお、四捨五入の誤差で合計が100%にならない場合がある。
 ※注2：平成14年調査において、「その他」の国民年金保険料を納付しない理由（主眼項目）である。
 ※注3：平成14年調査の「その他」には、「予定外であり、特に見込みが付けられない」がそれぞれ9.8%、3.5%占められている。
 ※注4：平成23年調査は四半期、宮城県及び福島県を除いている。

乙50・10頁

しかし、実際の調査結果をみると、「滞納者の国民年金保険料を納付しない理由」は、圧倒的に「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」で、その割合は平成20年度調査で64.2%、平成23年調査で74.1%である（乙50・10頁）。

< 第1号被保険者の就業状況 >

	自営業主	家族従事者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明瞭化のため、単独に比較はできない。
 ※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。
 ※注3：四捨五入の誤差で合計が100%にならない場合がある。

乙50・10頁

経済的理由から保険料を納付することができない旨のアンケート調査が正確であることは、被保険者の就業状況として、「臨時・パート」の占める割合が平成20年調査では26.1%、平成23年調査では28.3%、「無職」の占める割合が各30.6%、38.9%となっており、「自営業主」「家族従事者」をはるかに上回る割合となっている（乙50・9頁）ことから裏付けられている。

また、「平成23年国民年金被保険者実体調査結果の概要」（乙50、51頁～）によれば、保険料納付状況別世帯の総所得金額の分布をみると、「納付者の平均が493万円、中位数が320万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が295万円、中位数が213万円となっており、・・・低所得

者の割合が納付者に比べ高くなっている」（67頁）ことが明らかとなっている。そして、滞納者の保険料を納めていないことについての意識をみると、どの年齢階級においても「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」の割合が6割近くと最も高くなっていることが分かる（83頁）。

このように、国民年金保険料の納付率の低下の原因は、低所得者の増加、非正規雇用者の増加によるもので、保険料の納付率の低下を理由にマクロ経済スライドの早期発動を合理化・正当化しようとする被告の主張は、現実を無視した牽強付会のものと言わざるを得ない。

5 給付負担倍率と世代間の公平（58～60頁）

(1) 被告の主張

被告は、「もとより被告においても、負担倍率のみをもって、世代間の公平を論じているものではない。…年金受給者に本来水準を上回る特例水準による年金が相当額支給されており、その結果として、現役世代が将来受け取ることとなる年金の給付水準が低下することが懸念されていることをもって、現役世代に世代間の不公平感が生じかねないと主張しているのである。実際、前記のとおり、平成20年から同23年までの間、国民年金保険料の納付率は年々低下していたのであり、上記世代間の不公平感によるリスクが顕在化していたものというべきである。」（59頁）と主張する。

(2) 原告の反論

しかし、保険料納付率の低下がなぜ「世代間の不公平感」の現れといえるのか、その根拠は全く不明である。先に述べたとおり、国民年金保険料の未納の理由は、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」という理由が圧倒的に多く、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」人が6割を超えているのである（乙50、乙51）。

また、「負担倍率のみをもって世代間の公平を論じているものではない」と

いうのであれば、被告は、何をもって「世代間の不公平感」を論じているのか。現役世代の将来の年金水準が低下するということは、負担倍率が下がるということである。被告の主張は、趣旨不明である。

そもそも、国民の公的年金に対する不安感・不信感は、繰り返しになるが、年金の実質的価値の維持を放棄する本件減額処分を行なったり、マクロ経済スライドを導入して年金を実質的・継続的に引き下げる制度そのもの、年金は最低限の生活を保障するものではないと公言してはばからない被告の主張そのものから生じているのである。

6 所得代替率と世代間の公平（60～61頁）

(1) 被告の主張

被告は、「現役世代の手取り賃金（支える力、負担能力）が低下する中で、高齢世代に支給されていた年金額は低下せず、むしろ本来より高い水準の年金が支給されていたことにより、年金受給者の所得代替率が上昇し、その結果として、将来世代の所得代替率が低下することが予測されていたことを意味する」（61頁）として、世代間の不公平を強調する。

(2) 原告の反論

① 実質賃金の大幅下落を不問にし、年金水準を批判することの不当性

しかし、平成21年財政検証において、調整期間開始時の年金受給者の所得代替率が平成16年に比べて上昇したのは、現役世代の給与額が減少したからである。加えて、平成21年度の「特例水準」は、平成16年法改正前の算定方法に基づいて算出した「本来水準」と同じ額であり、年金受給者が不当に高い年金を受給したということは全くない。問題とすべきは、物価変動率の下落幅よりも現役世代の賃金下落幅が大きかったこと（実質的な賃金が大きく下落したこと）である。現役世代の賃金の低下を不問にしたまま、年金額が高いと論難するのは的はずれである。

この点、被告は、「現役世代の手取り賃金が減少したにも関わらず、年金受給者の年金給付水準が減額されていないことが問題なのであり、問題の本質を理解していないものといわざるを得ない」（61頁）などと主張する。しかし、現役世代の賃金低下を理由にして年金を減額していけば、高齢者の消費不振から不景気になり、現役世代の賃金はより低下し、さらに年金が減額する、という悪循環に陥ることは明らかである。特に、地方経済においては年金生活者の消費が地域経済に与える影響は相当に大きく、被告主張のような悪循環は無視できない。被告の主張は、いわば全国民が足並みを揃えて貧困に陥ることを奨励するようなものであり、その不当性は明らかである。そればかりか、被告の主張には、年金受給権への配慮や年金制度への国民の信頼を維持しようとする姿勢は、微塵も感じられない。極めて不当な主張と言わざるを得ない。

② 新規裁定者の所得代替率は年金水準を示す指標たり得ない

ところで被告は、所得代替率が年金水準を示す指標として妥当であると繰り返し主張している。しかし、所得代替率は高齢者の年金水準を示す指標にはなり得ない。改めて、この点を詳述する。

ア 新規裁定者の所得代替率は年金受給者の可処分所得を反映していない

まず、所得代替率とは、「現役男子の平均収入額（賞与含む、手取り）」に対する「厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（額面）」の比率である。

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（額面）}}{\text{現役男子の平均収入額（賞与含む、手取り）}}$$

ここで、「厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（額面）」とは、「現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と夫婦2人分の基礎年金の和」であり、かつ、夫婦ともに65歳という前提である。つまり、

夫婦ともに65歳の世帯で夫が40年間平均賃金で勤務し妻は専業主婦という世帯の受給する年金額（額面）が、現役男子の平均収入額（賞与含む、手取り）の50%を下回ることがないようにする、というのが、被告の強調する所得代替率の指標としての意味ないし理念である。

しかし、分母となる平均収入額は手取りであるのに対し、分子となる標準年金額は額面で計算されるため、所得代替率は過大に表示され、指標としては全く不適當である。特に、介護保険料、国民健康保険料（または後期高齢者健康保険料）は年々増額の一途をたどっており、年金受給者にとって無視できる金額ではない。OECDでは、各国の年金支給水準を比較する指標の一つとして所得代替率を活用しているが、その計算方法は「手取り年金給付額÷手取り賃金」（＝純所得代替率）か「額面の年金給付額÷額面の賃金」の二通りであり、額面と手取りを混同して計算することはない。実際のところ、平成26年度の財政検証で公表されている同年度の所得代替率は62.7%であるが、これを額面で揃えれば50.9%、手取りで揃えれば53.9%となったとの調査結果も出ている。このように、所得代替率は、過大に表示されており、指標としては全く不適當である。

加えて、平成28年の国会答弁において、平成16年当時の所得代替率を、分子も分母も額面で揃えて計算すると、49.8%であったことが明らかになった。平成16年改正法制定当時、すでに公的年金の水準は低額に過ぎていたのであり、マクロ経済スライドは、直ちに見直されなければならないのである。

イ モデル年金世帯は年金受給者の実態を反映していない

「厚生年金の標準的な年金受給世帯」というモデル年金世帯は、年金受給者・受給世帯の年金受給額の実態をほとんど反映していない。現役時に非正規労働者であった世帯、国民年金のみの世帯、単身者世帯の受給する年金額は、モデル年金額に比べて極めて低く、およそ年金だけでは生活できない。

特に、男性よりも低賃金となることが殆どである女性単身者の年金額は、極めて低額である。国民年金しか受給していない世帯も、その満額を受給していない世帯が非常に多く、年金額は極めて低い。にもかかわらず、モデル世帯の年金受給額を前提にした所得代替率が50%を下回らない限り、これらの低年金世帯に対するマクロ経済スライドの適用は続き、年金水準の引き下げは続くのである。

このように、モデル年金世帯よりも著しく低年金の多様な高齢者・高齢者世帯が存在する現実の下で、モデル年金世帯の「所得代替率が50%」という指標は、年金受給者全体の実態をほとんど反映していない。そればかりか、むしろ反対に、どれほど低額の年金であっても、モデル世帯の年金額が所得代替率50%を下回らない限り、マクロ経済スライドの適用は続き、年金額は実質的に引き下げられる。これでは公的年金としての意味がなく、特に基礎年金・国民年金については全くその本来の意味を果たさないことは明らかである。

ウ 既裁定者は所得代替率50%も維持されない

さらに「所得代替率50%」という指標は新規裁定者にのみ適用され、既裁定者には適用がない。つまり、既裁定者の年金水準は、毎年、マクロ経済スライドの調整率分だけ抑制されるから、その分、所得代替率も下落し続ける。新規裁定時に所得代替率が50%を超えていても、マクロ経済スライドが適用される限り、既裁定者の所得代替率は50%を下回っていく。被告は、新規裁定者の生活のみを重視し、既裁定者の生活は保障しないというに等しく、きわめて不当であり、かつ、不平等である。

8 年金積立金を取り崩せば特例水準の解消は不要であったとする主張には理由がない(26～30頁)

(1) 被告の主張

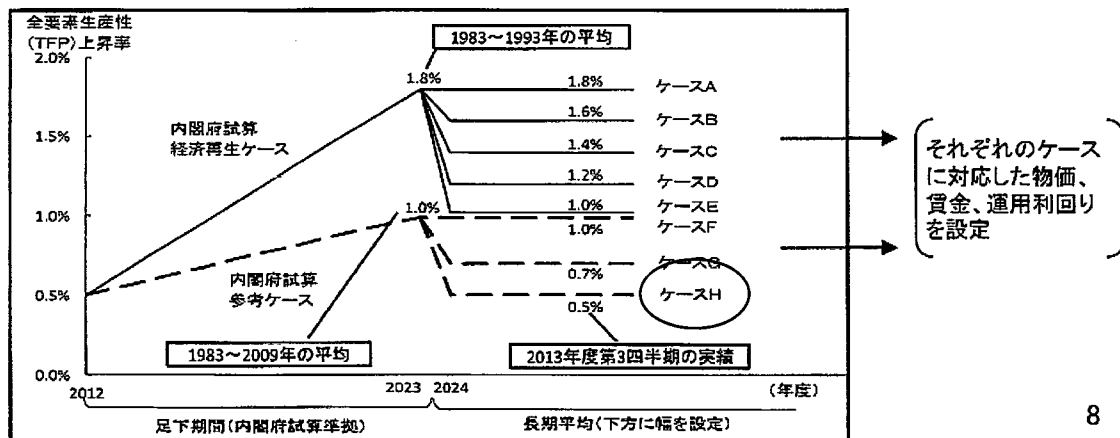
被告は、「年金積立金は、少子高齢化がより一層進行すると見込まれている将来世代の年金の給付に充て、長期的に年金制度を持続可能なものとするために必要なものであり、早期に取り崩すべきといえないことは明らかである」（62頁）とか、「特例水準を解消せず、平成24年当時における厚生年金勘定及び国民年金勘定の各積立金の『取り崩し』を早期に行えば、将来世代の給付水準の低下を招くことになり、それによる現役世代の将来の年金制度に対する不安感や世代間の不公平感が増すことになるのであって…原告らの主張は、数理的な根拠を欠いた非現実的な想定であるといわざるを得ない。」（64～65頁）と主張する。

(2) 原告の主張

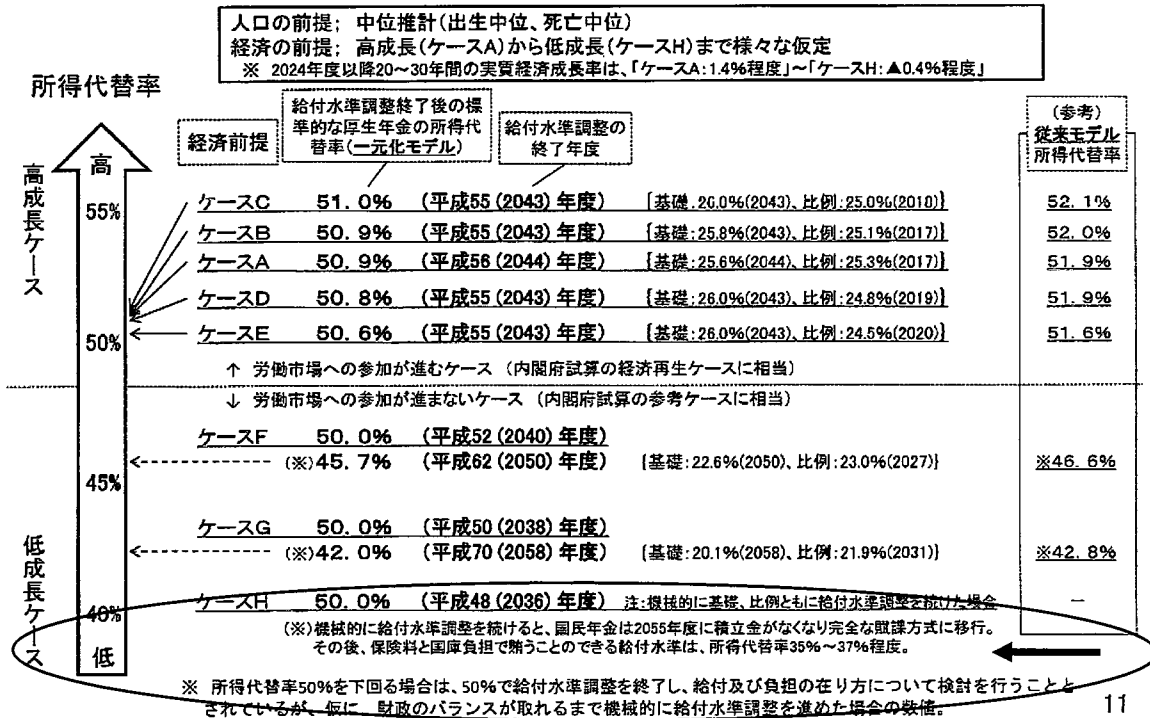
しかし、被告の主張する平成16年財政再計算のシミュレーションは、国庫負担3分の1、保険料を平成16年当時から引き上げないことを前提にするもので、極端に年金財政収入が低いものとなっている。このような極端なシミュレーションを根拠に、積立金が枯渇すると主張するのは極めて不当であるし、そのような主張に合理性は認められない。

また、平成26年財政検証の結果として被告が主張するのはケースHであり、もっとも経済見通しが悪い想定でのシミュレーションである（乙32、8頁）。

<長期の経済前提の設定イメージ>



所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)



乙32・11頁

仮に被告が、ケースHを現実的なものと判断しているのであれば、所得代替率が50%を下回ることが確実である以上(乙32・11頁)、法に則って、直ちにマクロ経済スライドの適用を見直して「適切な措置」を講じる必要がある。反対に、被告がケースHは妥当でないと考えているのであれば、被告は、自らが妥当でない判断したシミュレーションを根拠にした主張を述べているということであり、その不当性は明白である。

結局のところ、積立金を早期に取り崩すことができない理由について、被告は、明確で合理的な説明をすることができていないのである。

そもそも、年金は賦課方式なのであるから、各年度で年金財源を確保するのが本来のあり方である。また積立金は、現在の年金世代が、公的年金は年金の実質的価値が維持される旨のかつての被告の説明を信頼して、老後の生活保障のために40年もの長きにわたり納付し続けた保険料が原資である。年金の実

質的価値を維持するために積立金を取り崩すのは、むしろ当然である。

そして、被告が主張する将来世代の財源問題は、平成16年法改正で、年金財源の収入（国庫負担・保険料等）を長期的に固定化されたために生じているものである。しかし、このように収入源を固定化したのでは、超高齢化社会に対応することはできない。憲法29条、憲法25条、憲法13条の趣旨にかんがみれば、超高齢化社会に備えるための財源を新たに確保すべく検討するのは、被告の責任である。被告の主張は、超高齢化社会の下で福祉を維持・増進するという自らの責務を放棄して、国会での議論を経ずに、今ある財源のなかだけでやり繰りができるように自動的に年金水準を引き下げ、年金制度だけは維持させるというものでしかない。公的年金制度としての合理性は全くない。

9 マクロ経済スライドが争点となることは明らか

最後に、被告は、平成24年改正法の立法趣旨は、必ずしもマクロ経済スライドを発動させることを主目的とするものではないから、マクロ経済スライドの合理性は本件訴訟の実質的な争点とはならないと主張する（65～66頁）。

しかし、持続的な公的年金制度を実現するためにマクロ経済スライドを早期に発動する必要があったというのが、被告の主張する平成24年改正法の立法事実ないし立法趣旨である。被告が、年金額を引き下げてまで発動させようとしたマクロ経済スライド制度が合理的なものか否かは、公益性の検討に際して不可避の争点である。

したがって、上記被告の主張は失当である。

以上

	物価上昇率			名目 給与総額の上昇率			実質 給与総額の上昇率		
	H16財政検 証 想定値 ①	実績値 ②	差異 ②-①	H16財政検証 想定値 ①	実績値 ②	差異 ②-①	H16財政検証 想定値 ①	実績値 ②	差異 ②-①
2000									
平成12年		-0.7			0.1			0.8	
平成13年		-0.7			-1.6			-0.9	
平成14年		-0.9			-2.9			-2.0	
平成15年		-0.3			-0.7			-0.4	
平成16年	-0.3	0.0	0.3	0.6	-0.7	-1.3	0.8	-0.7	-1.5
平成17年	-0.2	-0.3	-0.1	1.3	0.6	-0.7	0.8	0.9	0.1
平成18年	1.2	0.3	-0.9	2.0	0.3	-1.7	0.8	0.0	-0.8
平成19年	1.5	0.0	-1.5	2.3	-1.0	-3.3	0.8	-1.0	-1.8
平成20年	1.9	1.4	-0.5	2.7	-0.3	-3.0	0.8	-1.7	-2.5
平成21年	1.0	-1.4	-2.4	2.1	-3.9	-6.0	1.1	-2.5	-3.6
平成22年	1.0	-0.7	-1.7	2.1	0.5	-1.6	1.1	1.2	0.1
平成23年	1.0	-0.3	-1.3	2.1	-0.2	-2.3	1.1	0.1	-1.0
平成24年	1.0	0.0	-1.0	2.1	-0.7	-2.8	1.1	-0.7	-1.8
平成25年	1.0	0.4	-0.6	2.1	0.0	-2.1	1.1	-0.4	-1.5
平成26年	1.0	2.7	1.7	2.1	0.8	-1.3	1.1	-1.9	-3.0
平成27年	1.0			2.1			1.1		
以下略		以下略			以下略			以下略	

※ 平成16年財政検証では、平成20年までは「足下の」経済前提として毎年の想定値を設定し、平成21年以後は長期的な経済前提として一律の想定値(物価上昇率1%、実質賃金上昇率2.1%、名目賃金上昇率1.1%)の想定値を設定している。

2009 H21財政検証(基本ケース)
 長期的な経済前提
 2.5%の賃金上昇(名目)

	賃金額
2038	¥716,000
2039	¥733,900
2040	¥752,248
2041	¥771,054
2042	¥790,330
2043	¥810,088
2044	¥830,340
2045	¥851,099
2046	¥872,376
2047	¥894,186
2048	¥916,541
2049	¥939,454
2050	¥962,940
2051	¥987,014
2052	¥1,011,689
2053	¥1,036,981
2054	¥1,062,906
2055	¥1,089,479
2056	¥1,116,716
2057	¥1,144,634
2058	¥1,173,249
2059	¥1,202,581
2060	¥1,232,645
2061	¥1,263,461
2062	¥1,295,048
2063	¥1,327,424
2064	¥1,360,610
2065	¥1,394,625
2066	¥1,429,490
2067	¥1,465,228
2068	¥1,501,858
2069	¥1,539,405
2070	¥1,577,890

財政検証で示された賃金額
 以下、前年×1.025で計算式を設定

財政検証で示された金額と一致(計算式OK)

	賃金額
2071	¥1,617,337
2072	¥1,657,771
2073	¥1,699,215
2074	¥1,741,695
2075	¥1,785,238
2076	¥1,829,869
2077	¥1,875,615
2078	¥1,922,506
2079	¥1,970,568
2080	¥2,019,833
2081	¥2,070,328
2082	¥2,122,087
2083	¥2,175,139
2084	¥2,229,517
2085	¥2,285,255
2086	¥2,342,387
2087	¥2,400,946
2088	¥2,460,970
2089	¥2,522,494
2090	¥2,585,556
2091	¥2,650,195
2092	¥2,716,450
2093	¥2,784,361
2094	¥2,853,971
2095	¥2,925,320
2096	¥2,998,453
2097	¥3,073,414
2098	¥3,150,249
2099	¥3,229,006
2100	¥3,309,731
2101	¥3,392,474
2102	¥3,477,286
2103	¥3,564,218
2104	¥3,653,324
2105	¥3,744,657
2106	¥3,838,273
2107	¥3,934,230
2108	¥4,032,586
2109	¥4,133,400
2110	¥4,236,735